

議案第 5 号

大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 6 月 1 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例

大網白里市介護保険条例（平成 12 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 号ア中「第 38 条第 4 項」を「第 22 条の 2 第 2 項」に改め、同条第 2 項中「所得の少ない」を「前項第 1 号に掲げる」に改め、「前項第 1 号に該当する者の」を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。